

愛媛県強度行動障がい支援者養成研修事業指定要領

第1 趣旨

この要領は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について」(平成29年8月3日障発第0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。)の2に基づき、愛媛県内で強度行動障がい支援者養成研修事業(以下「研修事業」という。)を実施する者として知事が指定を行う場合の取扱いについて定めるものとする。

第2 研修事業の実施者に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 愛媛県内に主たる事業所を有していること。

第3 研修事業の内容に関する要件

- (1) 研修事業が、通知に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムは、別紙1又は別紙2に定める内容に従ったものであること。ただし、受講者の希望等を考慮して、時間数を延長し、又は必要な科目を追加することができる。
- (3) 研修講師について、強度行動障がい有する者の障がい特性及び支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障がい支援者養成研修を教授するのに適当な者のうちから、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。この場合において、複数名は国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修(指導者研修))を修了した者を確保するものとする。

第4 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ア 開講目的
 - イ 研修事業の名称
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修カリキュラム
 - カ 講師氏名
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 開講時期
 - ケ 受講資格
 - コ 受講手続(募集要領等)

サ 受講料等

(2) 研修の修了者には、修了証書（別紙3）を交付すること。

第5 指定の申請等

(1) 研修事業者の指定を受けようとする者は、強度行動障がい支援者養成研修事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、募集を開始する日の1月前までに知事に提出しなければならない。

ア 第4の(1)の規定による学則等

イ 研修カリキュラム

ウ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別を明らかにした書類

エ 講師が強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修（指導者研修））の修了者であるときは、修了証書の写し

オ 修了証書の見本

カ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

キ 申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の約款等

ク 申請者の財産目録、貸借対照表その他の資産状況を明らかにした書類

ケ 第7に規定する強度行動障がい支援者養成研修事業実施計画書及び研修日程表

(2) 知事は、(1)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2から第4までに規定する要件に適合するものであると認めたときは、申請者を研修事業を実施する者として指定するものとする。

第6 変更の届出等

研修事業を実施する者として指定された者（以下「指定研修事業者」という。）は、当該指定の申請内容に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に対し、強度行動障がい支援者養成研修事業指定変更届出書（様式第2号）により届け出なければならない。この場合において、第5の(1)イ若しくはウに掲げる書類の内容に係る事項又は研修修了の認定方法を変更しようとするものであるときは、当該変更について知事の承認を受けなければならない。

第7 事業実施計画書の提出

指定研修事業者は、研修の募集（第5の(1)の規定による申請に係るものを除く。）を開始する日の1月前までに、強度行動障がい支援者養成研修事業実施計画書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

ア 第4の(1)の規定による学則等

イ 研修カリキュラム

ウ 研修日程表

エ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別を明らかにした書類

オ 講師が強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修（指導者研修））の修了者であるときは、修了証書の写し

カ 研修事業に係る収支予算の細目

キ 指定研修事業者が法人である場合において、定款、寄附行為その他の約款等の内容に変更があったときは、当該変更後の定款、寄付行為その他の約款等

第8 事業実績報告書の提出

指定研修事業者は、研修事業を実施した年度の終了後速やかに、強度行動障がい支援者養成研修事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ① 強度行動障がい支援者養成研修修了者名簿（様式第5号）
- ② 研修事業実施年度の収支決算の細目

第9 研修事業の廃止

- (1) 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事に対し、強度行動障がい支援者養成研修事業廃止届出書（様式第6号）により届け出なければならない。
- (2) 知事は、(1)の規定による届出があったときは、当該届出に係る研修事業者の指定を取り消すものとする。

第10 調査及び指導

- (1) 知事は、研修事業の実施等に関して必要と認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地に調査を行い、又は指定事業者に対し報告を求めることがある。
- (2) 知事は、(1)の規定による調査又は報告の結果、研修事業に適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことがある。
- (3) 知事は、(2)の規定による改善指導に指定研修事業者が従わないときは、改善が認められるまでの間、研修事業の中止を命ずることがある。この場合において、知事は、あらかじめ、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

第11 指定の取消し

- (1) 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。
 - ア 第2に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - イ 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告等を行ったとき。
 - ウ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - エ 第10の(2)の規定による改善指導に従わず、かつ、改善の見込みがないと認められるとき。
 - オ その他研修事業を適正に実施する能力を欠くと認められるとき。
- (2) 知事は、(1)の規定により指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

第12 聴聞の機会

知事は、第10の(3)の規定により研修事業の中止を命じ、又は第11の(1)の規定により指定を取り消そうとするときは、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

第13 その他

- (1) 指定研修事業者は、研修事業の運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意しなければならない。
- (2) 指定研修事業者は、研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導しなければならない。
- (3) 指定研修事業者は、研修受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類、事業に係る収入及び支出に関する書類その他関係書類を整理し、研修事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 知事は、研修事業者の指定状況を記録するため、強度行動障がい支援者養成研修事業者指定台帳（様式第7号）を備えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年3月11日（以下「施行日」という）から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正前の愛媛県強度行動障がい支援者養成研修事業指定要領（以下「旧要領」という。）別紙1及び別紙2に定める内容は、この要領による改正後の愛媛県強度行動障がい支援者養成研修事業指定要領（以下「新要領」という。）別紙1及び別紙2に定める内容にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 この要領の施行の際に、現に愛媛県知事による指定を受けている事業者は、施行日から令和3年3月31日までの間は、新要領別紙1及び別紙2に定める内容に代えて、旧要領別紙1及び別紙2に定める内容により、当該事業を行うことができる。

4 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要領別紙1及び別紙2に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の修了証明書の交付を受けた者は、新要領別紙1及び別紙2に定める内容の研修課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者とみなす。